

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミック 下の刑事司法制度と犯罪被害者支援：イギリスで最初の ロックダウン後に生じた影響を手がかりに

吉 村 真 性

1：はじめに

2019年に発見された新型コロナウイルス（“COVID-19”：以下、便宜上、単に「コロナ」と略す場合がある）は¹、翌年の2020年から歴史的とも言えるパンデミック（Pandemic）を引き起こし、世界中で猛威を振るうこととなった。このパンデミックは、本稿の執筆中も依然として終息しておらず、世界中で我々の社会生活を一変させている。目下のところ、コロナ対策が世界共通の関心事となった。そして、新しい生活様式として、これまで講じていなかったような感染予防策を日常に取り入れざるを得ない「ニュー・ノーマル（New Normal）」と称される生活が常態化することとなった。本稿は、こうした大きな社会情勢の変化が刑事司法制度と犯罪被害者・遺族等（以下では便宜上、「被害者」と略す場合がある）支援にもたらした影響と課題について検討するものである。後述するように、イギリスでパンデミック対策として実施された都市封鎖としてのロックダウン

1 WHO (World Health Organization) が、2020年2月11日に“COVID-19”を命名した。[https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-\(covid-2019\)-and-the-virus-that-causes-it](https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-(covid-2019)-and-the-virus-that-causes-it) (Last Accessed 10 Jan. 2021).

(Lockdown)は刑事司法制度と犯罪被害者の支援活動に弊害をもたらした。

そこで本稿は、イギリス（イングランド・ウェールズ）で犯罪被害者支援を行っている慈善団体の“Victim Support”（以下、本稿では便宜上“VS”と略す場合がある）が直面したコロナ・パンデミックによる影響と課題を分析し、これを手がかりに日本への示唆を探る。なお、VSは、1974年にイギリスの南西部にあるブリストルで設立され、その後全国に拡大し1987年には慈善団体として登録された支援団体である。そして、これまで証人サービスを通じた法廷に出席する人々へのサポート、被害者の権利のためのキャンペーン、他の機関のスタッフの研修、及びコンサルティングサービスの提供等を行ってきた²。

本研究に着手した背景には、両国間に共通する状況も見られることにあ
る。例えば、後述するイギリスの状況と同様に、日本でも当初はコロナ禍
の影響で公判期日の延期が相次いだ。こうした延期は裁判員裁判でも相次
ぐこととなり、被告人の勾留の長期化や証人の記憶の低下が生じないか懸
念された。但し一方で、その解決策として刑事事件の審理等を全面的に遠
隔化することには、人権上の問題と課題がある³。また、日本ではイギリ
スのようなロックダウンは行われなかったものの、行動制限等により、社
会も司法も影響を受けた点で共通する課題があるように思われるため、
VSの調査報告の成果から得られる示唆は大きいであろう。さらに、こう

2 Peter Dunn, Victim Support in the UK- Its history and current work, 23RD INTERNATIONAL SENIOR SEMINAR VISITING EXPERTS' PAPERS at 93. また、VSのホームページ上でも掲載されている。https://www.victimsupport.org.uk/more-us/about-us/history (Last Accessed 7 Jan, 2021).

3 日本で発出された緊急事態宣言と諸外国で採られたロックダウンに伴う措置の違いについては、デジタル朝日2020年4月7日「緊急事態宣言で生活どう変わる？ ロックダウンとは違う」https://digital.asahi.com/articles/ASN467T-2JN46UTFK02C.html?iref=pc_ss_date_article (2020年12月15日最終確認)。さらに、「日本版 ロックダウンの限界」日経ビジネス2037号（2020年）12頁以下。また、日本での裁判延期の問題は、次の記事で触れられている。朝日新聞2020年5月25日「(社説) 滞る裁判 使命に応える工夫を」朝刊6面。

した調査を分析する意義は、今後の同様の事態が生じた場合に備えて、パンデミック下での被害者支援策の教訓になる点にもある。

さて本稿は、定年退職を迎えることになった恩師の福島至教授の退職記念として執筆したものである。かつて筆者が大学院修士課程の院生の時期に、イギリスのVS発祥の地でもあるブリストルで1999年から在外研究されていた福島教授が日本へ帰国され、イギリスの民間支援団体である“Victim Support”の存在をご教示頂いたこと思い出す。福島教授は、その後の論文の中でもVSについて度々言及されている⁴。

本稿は、イギリスの被害者支援を担ってきたVSがロックダウン下で経験した被害者支援の課題を整理した上で、日本の被害者支援のあり方を検討する研究である。とりわけ、2020年3月に行われた最初のロックダウン以降に生じた変化に焦点を当てることで、初期に生じた混乱に伴う刑事司法制度への影響と、その利害関係者たる犯罪被害者等を取り巻く支援活動への影響を把握することができると考える。

2：“Victim Support(VS)”の活動

VSは、従前から日本の被害者支援政策の議論においても、イギリスで最大の被害者支援組織として注目されてきた⁵。その活動は多岐に渡り、具体的には①被害者への相談や情報提供といった危機介入、②長期的援助として家庭内暴力（Domestic Violence）・性暴力被害者・殺人被害者遺

4 福島至「犯罪被害者意見陳述制度の検討」刑法雑誌42巻1号（2002年）86頁。
福島至「矯正・保護における犯罪被害者支援のありかた」矯正講座30号（2010年）2頁。福島至「国際欄 イギリス刑事司法研究とNGO活動」刑法雑誌41巻3号（2002年）454頁。

5 2003年11月に実施された第二東京弁護士会の犯罪被害者支援センターの委員らの調査がある。柴田未来「イギリスの犯罪被害者支援制度」二弁フロンティア26号（2004年）2頁以下。

族・ヘイト・クライムの被害者等に対する専門的訓練を受けた相談員の支援、③付添サービスとして、希望があれば裁判所・病院・警察署・社会保障機関等へ同行すること、④犯罪被害者補償制度の申請手続と不服申立の補助、⑤保険・社会保障、住宅問題等への情報提供や助言、⑥被害者の住居や個人資産に対する犯罪防止の助言、⑦他の機関との連絡等の援助、及び⑧犯罪被害者支援のための啓蒙活動等までを行ってきた⁶。

さらに今日、後述するようにその活動方法は、電話、電子メールのみならず、ライブチャットや“My Support Speace”といった新たなオンライン上での方策にまで及んでいる。“My Support Space”の扱うトピックは、トラウマ、睡眠、感情といったトピックまでも扱う⁷。直近のものとして、VSによる2019年度の年次報告書においても、こうしたトピックは司法プロセスが停止したパンデミックの初期に一層重要なものであったと指摘している⁸。

VSは、政府、警察、地方自治体、及び刑事司法制度から独立した慈善団体として存在してきた⁹。また従前から、VSはイギリス最大の被害者支援組織として多くの支部を有してきた¹⁰。なお、直近の資料として2019年度は3760万ポンドの収入があった¹¹。VSの活動についても、2019年度は約73万人に対してVSの情報と支援が提供され、そのうち1500人近い殺人等

6 奥村正雄「イギリスにおける犯罪被害者支援の現状と課題～Victim Supportの活動を中心に～」自治体学研究88号（2004年）66頁。

7 Victim Support “My Support Speace”, <https://www.mysupportspace.org.uk/#:~:text=My%20Support%20Space%20is%20an%20online%20resource%20designed,your%20own%20time%20and%20at%20your%20own%20pace>. (Last Accessed 10 Jan. 2021).

8 Victim Support, “2019-20 ANNUAL REPORT & ACCOUNTS” at 4.

9 *Id.* at 27.

10 柴田未来「ヒューマンライツ&ロー イギリスの犯罪被害者支援制度」二弁フロンティア26号（2004年）3頁。

11 Victim Support, *supra* note 8, at 24.

の遺族にも支援が行われた¹²。

3：パンデミック下におけるイギリスの刑事司法制度と“Victim Support”の状況

(1) ロックダウンの実施に伴う司法への影響（「バックログ」問題）

イギリスでは2020年1月にCOVID-19による最初の感染者が報じられたものの、初めて外出禁止等のロックダウンに踏み切ったのは、同年3月23日であった¹³。ロックダウンに伴う社会的影響は、司法制度にも及び、刑事手続の公判も停止されることとなった¹⁴。なお、2020年11月にイギリス政府は「COVID-19冬期計画感染予防」に取り組んだものの、しばらくロックダウンの解除と再開が繰り返されることとなった¹⁵。

とりわけ注目すべき点として2020年5月の報道によれば、ほとんどの民事裁判ではロックダウン中には物理的距離を取るためにビデオリンクを介

¹² *Id.* at 11.

¹³ March 23, 2020, Guardian (UK), “UK lockdown: what are the new coronavirus restrictions?”, 2020 WLNR 8517795.

¹⁴ Rachel Almeida, Crime and Covid-19: How victims and survivors have been impacted by the pandemic, Victim Support (2020), at 6 (Table 1).

¹⁵ 2021年1月には再び3度目のロックダウンが行われることとなった。2021年1月5日のIndependent (UK) 紙の報道によれば、ジョンソン (Boris Johnson) 首相は、コロナウイルスの新しい変異は、急速に全国に広がっていたと述べた上で、イングランド内の病院ではCOVID-19に感染した患者数が先週だけで約2万7千人となり、3分の1近くに増加したことを挙げながら、差し当たり2月中旬までを目処として、再び国を封鎖する決定を下した。2021年1月1日の新たな確定症例数も5万8,784人と過去最高を記録した。同時に、英国の最高医療責任者は、COVID-19の警戒レベルを初めて4から5に引き上げることで合意し、21日以内に医療サービスが過剰になる危険性を示した。

January 5, 2021, Independent (UK) “Johnson announces new lockdown level for England”, 2021 WLNR 277233. イギリス政府の“COVID-19 WINTER PLAN” (2020) については、以下のURLにて公開されている。https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/937529/COVID-19_Winter_Plan.pdf (Last Accessed 10 Jan. 2021).

して遠隔審理が行われた一方で、刑事裁判では陪審裁判等が、一時中断された¹⁶。

この最初のロックダウン後、検察庁（Crown Prosecution Service : CPS）が処理する係属中の刑事事件の件数が3月の10万件から3ヶ月で大幅に増加し17万件を上回ったこと、またリモート審理等も行われたものの、終局裁判に至る件数が減少し、中断していた審理が蓄積して裁判所を含めた利害関係者等の負担となる「バックログ（backlog）」が生じている問題が報じられた。また、CPSのレベッカ・ローレンス（Rebecca Lawrence）最高行政官が、コロナ・パンデミックがCPSの起訴件数に重大な影響をもたらしたことに疑いはないと述べたことも報じた¹⁷。

一方で、保健省（Department of Health & Social Care）が2020年3月26日に発表した内容によれば、2020年3月3日に政府が打ち出したコロナウイルス行動計画を受け、国民保険サービス（National Health Service: NHS）のスタッフの負担軽減に加え、COVID-19の感染拡大への措置として、

16 2020年3月23日から実施されたロックダウンの内容としては、次のように首相により会見された。「ヘアサロンやネイルサロンを含む必需品以外の商品を販売している店や、食品市場を除くすべての市場を強制的に閉鎖します。また、図書館、屋外ジムや遊び場、及び教会等の礼拝所も閉鎖されます。ホテル、B & B、キャンプ場、キャラバンパークも、永住者や主要な労働者以外は閉鎖されます。2人以上の人が集まる公共の場は、同居している場合を除き、すべて禁止されます。また、結婚式や洗礼式などの社交行事も禁止されますが、葬儀は許可されます」May 1, 2020, Guardian (UK), "Labour: livestream court cases during and after Covid-19 crisis", 2020 WLNR 12365724.

17 October 23, 2020, Independent (UK), "Criminal case backlog rises by one-third to 170,000 during coronavirus lockdown", <https://www.independent.co.uk/news/uk/crime/coronavirus-court-backlog-cps-prosecutions-lockdown-delays-victims-justice-b1228097.html> (Last Accessed 1 Jan. 2021). なお、2019年9月にCPSの最高行政官レベッカ・ローレンス最高行政官の略歴等については、財務省と内務省等を経て、ロンドン警視庁では被害者支援についても関与した経験もある等、CPSのサイトに詳しい記載がある。<https://www.cps.gov.uk/about-cps> (Last Accessed 1 Jan. 2021).

訴訟業務を継続し裁判の延期を回避することで司法行政の遅延に対処し、犯罪被害者、遺族、証人、及び被告人への影響を軽減させるため、刑事法廷においても特定の状況下でビデオおよびオーディオリンクの利用可能性の拡大が検討されることとなった¹⁸。

これらのビデオ及びオーディオリンクの内容を含む法案は2020年3月25日に成立し、2020年コロナウイルス法 (Coronavirus Act 2020) として立法化されるに至った。そして、刑事手続でのライブリンクを活用した制度の適用については、同法53条以下に規定された¹⁹。

その後、裁判所行政を所管する裁判所審判所庁 (Her Majesty's Courts and Tribunals Service : HMCTS) は、イングランド・ウェールズの刑事裁判所に関する対応について情報を2020年9月7日に報告書『イングランド・ウェールズにおける刑事裁判所のためのHMCTSの対応に関する最新情報』(HM Court & Tribunals Service, COVID-19: Update on the HMCTS response for criminal courts in England & Wales, (Sep. 2020).) を公表した²⁰。

それによれば、政府はビデオ及びオーディオリンク方式の活用のみならず、既存の施設や不動産を「ナイチンゲール裁判所 (Nightingale

18 <https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-bill-what-it-will-do/what-the-coronavirus-bill-will-do#contents-of-the-bill> (Last Accessed 1 Jan. 2021).

19 <https://services.parliament.uk/Bills/2019-21/coronavirus.html> (Last Accessed 1 Jan. 2021) また、<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/7/part/1/crossheading/courts-and-tribunals-use-of-video-and-audio-technology/enacted> (Last Accessed 1 Jan. 2021) なお、コロナウイルス法に関連するライブリンクのガイダンスをCPSが次のURLに掲載している。<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/coronavirus-act-2020-live-link-matrix> (Last Accessed 1 Jan. 2021).

20 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/915493/HMCTS401_recovery_overview_for_crime_WEB.pdf (Last Accessed 1 Jan. 2021)

Courts)」と称する臨時裁判所として使用し、刑事事件の審理に活用して、バックログ問題に対応した。このナイチンゲール裁判所の設置は、2020年7月19日に首相により10カ所の設置が発表され、まず同年8月には全て運用された。こうした背景として、前述したようにイギリスでは、2020年3月のロックダウンにより、ほぼ半数の裁判所が閉鎖され、陪審裁判も一時停止されていた中で5月に陪審裁判が再開されたものの、多くの審理に生じたバックログが課題であった²¹。

(2) VSによる調査の概要

こうした状況下でVSは、注目すべき調査報告書『犯罪とCovid-19：被害者と遺族等は、パンデミックによりどのような影響を受けたのか』(Rachel Almeida, Crime and Covid-19: How victims and survivors have been impacted by the pandemic, Victim Support (2020).)を2020年11月に公表している²²。これは、イギリスでの最初のロックダウンから8ヶ月間にわたって行われた調査である。以下では、当該報告書について外観しながら課題を整理して言及する。とりわけ、以下の視点から調査が行われた²³。

視点1. 封鎖措置や制限は、犯罪のレベル、さまざまな犯罪の種類にどのような影響を与えるのか。

視点2. 法定サービスや被害者サービスは、どのような変化をもたらしたのか。

21 *Id.* at 8. <https://www.gov.uk/government/news/10-nightingale-courts-unveiled> (Last Accessed 1 Jan. 2021)

22 Victim Support, *Supra* note 14. なお、この執筆者は、VSのAssitant Directorを務めている。当該資料は以下のURLにおいても公開されている。https://www.victimsupport.org.uk/sites/default/files/2020_Crime_and_Covid19_Impact_report.pdf (Last accessed 3 Jan. 2021).

23 *Id.* at 4.

視点3．結果として、サービスへの需要が長期的にどのような影響を及ぼすか。

視点4．被害者サービスや法定サービスにどのような変化があり、なぜ継続すべきなのか。

また、当該調査の知見は、以下の2種類の情報源が活用された。

情報源①：

現場のVSスタッフ295名（うち13名はボランティア）を対象に行った調査である。当該調査期間は、2020年8月11日から9月14日である。

情報源②：

VSの管理データを分析したものであり、このデータに含まれる全ての事案が、このデータは11月11日に抽出され、2020年3月23日から11月1日までの期間をカバーしている調査である。なおロックダウン前の傾向との比較を容易にするために、2020年1月と2月のデータの平均値を基にベースラインが計算されている。

（3）犯罪の影響（impact）について

まずは犯罪類型に注目した分析に触れる。VSのサービスの利用者数は、最初のロックダウンが実施されて以降に変化した。とりわけ、その変化が現れ始めたのは、ロックダウンによる規制が緩和され始めてから増加する傾向を辿った（【表1】参照）。この傾向は、5月以降から一層顕著となり、重大犯罪の被害者、執拗に狙われた（persistently targeted）被害者、脆弱な（vulnerabilities）被害者、及び怯えた（intimidated）被害者の利用者群にも増加傾向が見られた。また、後述するように窃盗や強盗事件の相談は減少した一方で、暴力や性暴力、及び詐欺事件の相談が増えた²⁴。

表1: 「ロックダウンと緩和の段階別のVSへの週平均問い合わせ相談件数」

期 間	イングランド・ウェールズでのロックダウン方策	週間平均相談件数 (nearest 100)
2020年1月6日～ 同年3月1日	なし	15,300
2020年3月23日～ 同年5月31日	3月23日、UKにおいてロックダウンが実施された。一日一回のみの外出。運動や食料品の買い物のみ可能。必要のない店舗の閉鎖。レジャー施設が閉鎖された。裁判は中断。	12,700
	5月8日、ウェールズでは1日2回以上の屋外での運動が許可された。	
	5月13日、イングランドでは在宅勤務が不可能な人たちが自宅から職場に復帰することができました。また、無条件の運動が許可された。2メートルの距離を空けて1名に会うことが可能となった。	
	5月18日、イングランド・ウェールズでは一部の裁判所で陪審裁判が再開された。	
2020年6月1日～ 同年7月5日	6月1日、イングランドにおいて部分的に学校再開（入学準備学年“reception”と1年生及び6年生）。ウェールズでは、ソーシャル・ディスタンスを保てば、屋外で二世帯が会うことが可能となった。	15,400
	6月13日、イングランドにおいて、人々は「ソーシャル・バブル」（“social bubble”）を持つことが許可された。	
	6月15日、日常生活に不必要な店（non-essential shops）の再開。イングランドで部分的に学校再開（10年生及び12年生）。	
	6月22日、小売店が再開し、アウトドアスポーツとウェディングとシビル・パートナーシップの制限がウェールズで緩和された。	
	6月29日、ウェールズの学校はすべての生徒を対象に再開されますが、一度に学校に通えるのは3分の1程度とされた。	

24 表1は、以下の資料を元に作成した。なお、この間、ローカル・ロックダウンが、レスター、ブラックバーン、ダーウィン、ローチデール、バーミンガム、及びグレーターマンチェスター等でも行われた。ウェールズは2020年10月に2週間、イングランドでは11月初旬に4週間の全国的な2度目のロックダウンが実施された。See, *Id.* at 6-7, Table 1.

2020年7月6日～ 同年8月30日	イングランドでは7月4日、ウェールズでは7月13日に、パブ、レストラン、レジャー施設や礼拝所がオープン。 また、2つの世帯が集まることが許された。	17,100
	7月20日、ウェールズでは遊び場や屋外ジムが再開。	
	7月25日、イングランドでジム、プール、スポーツ施設の再開。	
	7月27日に美術館、スパ、美容院の再開（ウェールズ）	
	8月1日、イングランドで、脆弱な人々の保護が一時停止。	
	8月3日、パブ、レストラン、美容院が再開。（イングランド）	
	8月10日は、プールやジムなどのレジャーがオープン（ウェールズ）。	
	8月15日、イングランドでは他の娯楽施設が再開された。また、30人までの結婚式が認められた。	
	8月16日、ウェールズではシールドが終了。	
2020年8月31日～ 同年11月1日	8月22日には、4世帯が拡張バブル（an extended bubble）を形成することができ、屋内で会うことも可能になった。	17,100
	9月14日、6人以上の懇親会が制限された。	
	9月24日、パブやレストラン、バーが午後10時以降は閉店。 10月23日から11月9日まで、ウェールズにおいて2度目のロックダウン。	

VSへの相談件数増加（【表1】参照）の原因については、その解明につながる有益な手がかりとして、VSの当該調査において、以下のような犯罪類型に注目したデータが重要になると考える。それによるとロックダウン中に、被害者が経験した犯罪の種類には次のような変化が見られた。これについては、調査対象となったスタッフやボランティアの89%が「変化に気づいた」と回答し、そのうち36%が「変化が大きい」と回答している。具体的には、暴力犯罪の相談件数が増加し、その他の犯罪の種類では、6月以降の性暴力、5月以降のその他の犯罪、詐欺などの相談件数の増加が顕著に見られた。一方で、窃盗、強盗、放火等の相談は減少した²⁵。

25 See, *Id.* at 8, Graph 2.

また、スタック及びボランティアの回答によれば、ロックダウンに伴う影響により被害者や遺族らは、経験した犯罪のネガティブなインパクトや深刻さが増したと報告された。具体的には、調査参加者の大多数（71％）が、ロックダウン期間中に被害者が抱えているマイナスの影響や深刻さを感じたと回答した。このように犯罪に伴う被害の重大度が増した理由としては、不安や精神衛生上の問題の増加、孤立感や一人でいる時間の増加、レスパイトや有意義な社会的支援の欠如、自制心や自立心の低下、経済的なプレッシャー、ポジティブな活動への気晴らしや制限の欠如などが挙げられた²⁶。

また、ロックダウンによりVSへの「家庭内暴力（Domestic abuse）」の相談件数が増加した点も特徴的である。とりわけ、その増加率が最も大きかったのは、「傷害を伴わない暴力」²⁷であった（5月中旬から11月までの間に平均を25％上回る傾向）。この種の犯罪の相談件数が増加した原因として、支援スタッフによれば、加害者が外出禁止状態を口実として被害者が外出することをコントロールする方法に利用したり、虐待の加害者とされる人物が家にいる可能性が高くなったことが指摘された²⁸。他方で、「性暴力（Sexual violence）」の相談は、ロックダウン直後は減少傾向であったものの、5月以降になると増加が顕著となった²⁹。

また、「反社会的行動及びハラスメント（Anti-social behaviour and harassment）」については、多くの人が外出を控えたことにより、相談件数が増加した。この種の犯罪についても同様に、ロックダウン直後には相談件数は減少したが、5月以降は増加した。具体的には、ネット上での嫌がらせや、隣人からの嫌がらせ等であった。そして、それらの被害者の中に

26 See, *Id.* at 9. Graph 3.

27 「傷害を伴わない暴力」の定義については、See, *Id.* at 8. n3.

28 *Id.* at 10-12.

29 *Id.* at 12-13.

は、自殺願望を抱いた者や、自殺未遂を行った者がいたことも報告されている³⁰。

また、ヘイト・クライム (Hate crime) の相談件数についても、ロックダウンが緩和された5月以降になると、相談件数がロックダウン前を大幅に上回った。最も増加したのは、人種・国籍関連のヘイト・クライムであり、3分の1ほど増加した³¹。「殺人」については、例年と比べても相談件数に変化はなかったものの、スタッフらにより、遺族らが直面した追加的な課題が報告された。それは、感染対策のため通常の葬儀が行えない悲しみに加え、対面によるカウンセリングやセラピーがなくなった遺族らの苦勞である。こうしたサービスの制限や削減は、遺族らの精神的な負担を強めることとなった。裁判の公判が停止したことも遺族らのストレスとなった³²。さらに、「詐欺」の相談件数は、3月23日から11月1日までの間に43%も増加した。増加した内の56%は、オンラインショッピング詐欺の被害者によって占められている。3月以降に増加したその他の詐欺のカテゴリーとしては、ソーシャルメディアや電子メールによるハッキング、小切手、プラスチックカード、オンライン銀行口座、出会い系詐欺等が挙げられた。VSへの相談では、経済的困難を抱えオンラインに危険を感じて、孤独になった詐欺の被害者の相談が増えた³³。

さらに、本報告書においてスタッフやボランティアのアンケートでは、以下のように「特定の被害者グループ (particular groups of victims)」の情報に注目した分析も行われており、注目に値する。それによれば、ロックダウン中に犯罪の被害を受けた体験は、特定の被害者グループに応じて深刻な影響が生じることが判明した。つまり、メンタルヘルスに問題

30 なお、5月以降の相談件数は一貫して高止まりしている。See, *Id.* at 13-14, Table 5.

31 See, *Id.* at 14-15, Table 6.

32 *Id.* at 15.

33 See, *Id.* at 15-16, Table 7.

を抱えた脆弱な被害者には、ロックダウンがもたらす悪影響が大きいというものである。その他にも影響が大きいとされる被害者グループとしては、孤立している被害者（参加者の55%が報告）、経済的に不安定な被害者（41%）、持病や障害のある人（40%）、高齢者（37%）等が挙げられた³⁴。

他にも、マイノリティの問題が指摘された。調査に参加したスタッフの4分の1は、「黒人、アジア人、少数民族の被害者は、ロックダウン中に他の人よりも犯罪の影響を受けている」ことを強調した。すなわち、人種、宗教、ナショナリズムに関連したヘイト・クライムについては相談件数が増加したと報告された。家庭内暴力を受けた一部のBAME（Black Asian and Minority Ethnic）の被害者・遺族からは、ロックダウンの外出規制により、自宅以外の安全な空間がないことを訴えた問題が指摘されている。また、性的少数者（LGBT+）である被害者については、コミュニティとのつながりが希薄になり、ロックダウン中にセクシュアリティやジェンダーに関して家族と意見が衝突したことで、ネガティブな感情を抱く影響を受けたと報告された。そして、こうしたLGBT+の被害者は、その経験が自らのセクシュアリティやジェンダーに関連した犯罪に対処する能力を下げたと指摘されている³⁵。

以上のことから、ロックダウンの影響は、犯罪の種類・種類及び被害者等の特性・タイプに応じて、その影響の有無又は影響の生じる時期に違いがあると言える。このことは、パンデミック時に犯罪の種類と被害者の特性に応じて、きめ細かい被害者支援策が必要であることを示している。

（４）刑事司法手続等の運用面に生じた変化と被害者支援への影響

バックログ問題については、「３（１）」で前述したように、これらのロックダウンに伴う刑事司法制度への影響が波及する形で被害者支援にも

34 *Id.* at 16.

35 *Id.* at 16-17.

影響を与えたことを以下で論じる。VSのスタッフとボランティアの66%が、ロックダウンが刑事司法制度への被害者の関与に更なる妨げとなったと考えていることが判明した。これによれば、それらのスタッフやボランティアの半数は、被害者への「警察」と「裁判所」の対応に問題があったと報告した。具体的には、警察からの連絡が遅かったこと、捜査が縮小しているという印象を受けたこと、及び警察から刑事手続ではなく民事手続を促されたこと等が挙げられた。また、手続等について明確な情報提供が不足していたことへの不満もあった³⁶。

他方で、ロックダウン後の裁判所の対応については、前述したバックログ問題により訴訟遅延等が懸念されていたが、被害者支援との関係で次のような報告もあった。それによれば、公判期日の取り消しや遅延により、多くの被害者や遺族らが影響を受けたとされる。すなわち、調査に回答したスタッフとボランティアの89%が、訴訟の延期等により被害者や遺族らの精神的健康に害悪が生じたと指摘した。なお、これを裏付けるように、サービス利用者の中には自殺未遂を試みた者もいたと報告されている。また、感染予防のため裁判所の対応が疎かになり、被害者保護のための遮蔽措置が講じられなかった事案もあった。こうした状況について、回答したスタッフやボランティアの77%は、刑事司法制度に対する被害者と遺族等の信頼を揺るがし、それが支援活動の支障となることを懸念している³⁷。

こうした遅延への対策の一つとして、次のような点も指摘された。例えばビデオリンク等のように、刑事事件の遠隔審理（remote hearings）の増加は、被害者や遺族にはプラスの効果があるかもしれない。一部の被害者・遺族らにとっては、外出時に加害者に出くわす恐怖や、法廷への長距離を移動の負担を軽減することが可能となる。そのため、遠隔審理は一部の被害者や目撃者が証拠を提出する可能性を高めると指摘された。他にも

36 See, *Id.* at 20, Graph 5.

37 *Id.* at 21-22.

英語を母国語としない被害者・遺族らへの裁判所からの連絡が滞っていたことも指摘された³⁸。

以上のことを踏まえ、回答したスタッフ及びボランティアは、ロックダウン中の被害者支援の観点から刑事司法制度への改善要望として、次の点を強調しており、支援現場での支障が見てとれる³⁹。

【ロックダウン中に刑事司法制度に生じた弊害に対する改善の主な要望】

✓コミュニケーションの改善- 被害者が手続の進行状況を把握できるようにするため、問い合わせの連絡先を提供すること。被害者には、裁判の日付の変更を含め、事件の進展について事前に通知すること。

✓ロックダウン中に犯罪を経験して、不安やプレッシャーを感じる被害者らに、理解を示し配慮すること。

✓加害者が被害者と遺族等から遠ざかるようにすること。

✓裁判所が事件のバックログへの対応能力の向上させること。

✓ロックダウン中の被害者サービスの作業体制と連絡方法を明確にすること。

✓公判での通訳の確保、及び遠隔審理の運用の見直すこと。

(5) VSによるリモート支援策の課題

パンデミックはVSのサービス提供方法に大きな影響を与えたが、パンデミックの間もVSの全てのサービスは継続していた。被害者サポートの無料での24時間365日対応のサポートライン、ウェブチャットサービス“Livechat”、及びセルフアクセス型のオンライン・プラットフォームの「My Support Space」というサービスも設けていた。こうした支援が用意されていたものの、2020年3月23日のロックダウン後の数週間で、VSの

38 *Id.* at 22.

39 *Id.* at 23.

サービスにアクセスする被害者の数は大幅に減少した。これについて、調査に回答したスタッフの過半数（66%）は、完全なロックダウンは、被害者や遺族がVS等の支援サービスに助けを求める「障壁（barriers）」をもたらしたと指摘した⁴⁰。

さらに最初のロックダウン直後はVSへの相談電話数が一時的に減少したが、VSのサポートラインとライブチャットは、7月をピークとして、その需要が増加した。これらのサービスは、犯罪や居住地に関係なく、被害者や生存者が24時間365日アクセスすることができ、匿名で利用することができる。ライブチャットは、主に18～34歳の女性と被害者・遺族らが利用するものである⁴¹。VSでは、被害者や被害者に継続的な支援を提供するために、様々な接触方法を提供している。具体的には、電話、手紙、テキスト、ピアサポートグループ、ビデオ通話、対面でのアポイントメント、“Livechat”、電子メール、“My Support Space”が用意されている。従って、対面でのアポイントメントとピア・サポート・グループ以外のほとんどの連絡方法は、ロックダウンの影響を受けなかったと報告された⁴²。

しかし、多くのスタッフらは、利用者との信頼関係の構築には期間を要する課題があることを指摘する。それは、被害者・遺族らの中には、会ったこともない人に電話で個人情報を提供することに抵抗を感じる利用者もいるため、電話等による継続的なサポートの提供には、関係を構築するための時間を要することであった。さらに、聴覚障害者、及び操作方法が分からない者への対応の必要性も課題として判明した⁴³。

40 Id. at 26.

41 Id. at 28.

42 Id. at 29.

43 Id. at 31.

(6) VSによる調査成果の意義と政府への要望

最後に当該報告書は、パンデミックの状況が不明確であることから、時期尚早としつつも、将来に向けた要望についても言及している。今回の調査についてVS側は、被害者支援の潜在的な効果と課題を示す意義があったと強調している。回答したスタッフとボランティアの大部分が、被害者サービスに対する需要は、今後半年から1年間にわたり平均以上の水準を維持すると予想した上で、これらに対応するため政府に対しても新たな資金拠出を求めている⁴⁴。

以上のVSの調査結果は、パンデミック下での最初のロックダウンが、被害者等にとって犯罪の影響を悪化させ回復を妨げることとなったことを示している。そして、当該報告書ではこうした弊害の要因として、孤立、精神衛生上の問題、経済的な不安定さや苦難、積極的な活動の減少、警察の捜査への不安、裁判の遅延、及び支援サービスへのアクセスの問題など、被害者や遺族等が支援において直面した「回復への障壁」が関係していたことを結論付けている。さらに、パンデミックに伴う今後の行動制限やロックダウンのあり方に対しても、支援サービスへの悪影響を懸念して警鐘を鳴らしている。その上でVSの当該報告書は、今後の調査の必要性に加え、個々の状況やニーズに合うオーダーメイドのようなサポート提供に向けて、政府に新たな資金提供を求めている⁴⁵。

4：結びに変えて（日本への示唆）

以上、イギリスのVSが公表した調査報告書を手がかりとして、コロナによるパンデミック下での刑事司法制度と犯罪被害者支援に関する影響と課題について言及してきた。最後に以下では、日本への示唆を探る。

44 *Id.* at 40-42.

45 *Id.* at 43.

確かに、パンデミック下での日英の状況を比較検討することには限界もある。しかし、本稿で論じたように、パンデミック下で急激に生じた社会生活の制限が刑事司法制度の運用へ弊害を生じさせたことと、さらに犯罪被害者等を取り巻く環境への変化が、被害者支援への新たな課題を生じたことを検証する意義は大きい。日本でも2021年1月に急激な感染拡大により医療体制が逼迫し始めたことから、再び政府による緊急事態宣言が東京を中心とした複数の都府県に対し発出され、外出の自粛や時短営業の要請が依然として繰り返される状況が続いている。その一方で、ようやく厚生労働省により特例承認されたCOVID-19に対するワクチンが、同年2月にまずは医療従事者から先行して接種されることとなり、明るい兆しも見え始めた⁴⁶。その一方で、同月に新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、感染症法を始めとする複数の改正法が成立し、罰則規定も設けられた⁴⁷。しかし、目下の課題は、罰則規定の創設よりも、まず優先すべき諸課題の解決があったように思われる。その一つは、パンデミック下の犯罪被害者等への影響を考慮した政策の検討である。

以上のように本稿では、刑事司法制度と被害者支援にロックダウンがもたらす弊害と課題が存在することを示した。今後パンデミック収束後であっても、将来に同様の事態が起きる場合に備えて、きめ細かい対策を講じることが肝心である。

46 緊急事態宣言については、朝日新聞2021年2月2日「緊急事態3月7日まで延長 10都道府県対象 栃木は解除」朝刊1面。また、ワクチン接種については、朝日新聞2021年2月16日「ワクチン接種あす開始 国内初承認、まず医療従事者」朝刊1面。最高裁判所『新型インフルエンザ等対応業務継続計画』（2016年6月1日）。

47 朝日新聞2021年2月4日「時短・入院拒否に過料13日施行 コロナ改正法成立」朝刊1面等。